

第Ⅰ部 原始・古代
第2章 律令国家の形成
3 平城京の時代 3

教科書 P.52～54

今回の学習範囲

1. 律令制下の民衆
2. 朝廷の土地政策
3. 律令制の動揺

② 家族のあり方

- 結婚形態：妻問婚(夫婦別居で男性が女性の家に通う)
- 女性の地位：夫婦別姓、財産をもつ、発言力が強い



1. 奈良時代の庶民の衣食住についてまとめなさい。

衣

食

住

2. 民衆の「税逃れの様々な手」をまとめてみよう。

1 条里制→ 田地は（ア 6町）四方に区画され、一辺を（イ 条）、他辺を（ウ 里）と呼び、田地の所在は何条何里何坪で示された。

2 民衆の生活→ 8世紀には（エ 鉄製農具）が普及して農業が進歩し、西日本は平地式の掘立柱住居が普及した。東日本は竪穴住居が一般的だった。

3 農民の負担→ 農民は、律令制下の重い税負担のほか、天候不順・虫害など、不安定な生活だった。

民衆の衣食住
資料集 p 71



4 窮乏生活→『力万葉集』にみえる（キ山上憶良） の貧窮問答歌に、農民たちの窮乏生活がうたわれた。

貧窮問答歌

……人並みに働いているのに、綿も入っていない麻の袖なしの、しかも海松（みる海藻の一種）のように破れて垂れ下がり、ぼろぼろになったものばかりを肩にかけて、低くつぶれかけた家、曲って傾いた家の中には、地べたにじかに藁（わら）を解き敷いて、父母は枕の方に、妻子は足の方に、自分を囲むようにして、悲しんだりうめいたりしており、かまどには火の気もなく、甑（こしき）には蜘蛛の巣がはって、飯を炊くことも忘れたふうで、かぼそい力のない声で呻いているのに、短いものの端を切るということわざと同じように、答（むち）を持った里長の呼ぶ声が寝屋にまで聞こえてくる……

1 農民の税負担放棄→ 窮した農民の中には、さまざまな手を使って税負担を逃れる者が現われ、税収確保や軍団の維持に支障をきたした。

浮浪	口分田を捨てて他国に逃れる。所在は明確で調・庸を納付
逃亡	口分田を捨てて他国に逃れる。所在は不明で調・庸を未納
偽籍	戸籍の年齢・性別を偽る→調・庸・雑徭などを免れるため
私度僧	勝手に僧侶になる
資人	貴族の従者になる。課役(調・庸・雑徭)は免除

※浮浪と逃亡は、実際には混用されている。

2 浮浪・逃亡の取り締まり→ 朝廷は、浮浪・逃亡している農民を（ク寺社や貴族が抱えること）を禁じ、農民の本籍地への帰還を求めた。

浮浪・逃亡の続出

717年

ひのえたつ

みことのり

（養老元年五月）丙辰、詔して

そつど

曰く、「率土の百姓^①、四方に

かえき

きひ

浮浪^②して課役^③を規避し、遂

に王臣^④に仕へて、或は資人^⑤

を望み、或は得度^⑥を求む。：

こつよ

るとう

茲に因りて、天下に流宕^⑨して

も

こ

ともがら

郷里に帰らず。若し斯の輩有

たやす

わたくし

ようし

りて、**輒く私に容止^⑩せば、**状

はか

を揆りて罪を科すること、並

びに律令の如くせよ」と。

（『続日本紀』、原漢文）

3. 公地公民制の改革について、
①三世一身法がうまくいかなかった理由は何
か？

②墾田永年私財法の結果、どのような変化が
生まれたか、3つの語句をすべて使って説明
しなさい。

【大寺社 国司・郡司の協力 初期荘園】

1 公地公民制の変化→ 8世紀前半、人口増加や農民の負担過重などのため、公地公民制に改革が必要になった。

人口増加→口分田の不足
浮浪・逃亡→荒廃田増加

↓

税收減

→

開墾の
奨励

2 開墾の奨励→ 朝廷は開墾を奨励して田地を増やし、税の増収と土地支配の強化をはかった。

長屋王

722年 百万町歩開墾計画

農民に食料と道具を支給し、10日間開墾に従事させる→成果上がらず

723年 三世一身法

- ・ **新たに灌漑**施設を設けて未開地を開墾
→三世(本人・子・孫)の田地の私有を認める
- ・ **すでにある灌漑**施設を利用して開墾
→一身(一代限り)の田地の私有を認める

橘諸兄

743年 墾田永年私財法

墾田の**永久私有**を認める
(墾田の面積は身分制限あり)

3. 養老七年の格がなぜうまくいかなかったのか、史料を参考に説明しよう。その際、養老七年の格が何を示すか明示すること。

墾田永年私財法

743年

きのこのうし

(天平十五年五月)乙丑、詔

して曰く、「聞くならく、墾田

723年

きやく

げん

は養老七年の格に依りて、限

満つる後、例に依りて収授す。

たいけん

是に依りて農夫怠倦して、開

あれ

ける地復た荒る、と。今より以

まま

しやく

後、任に^①私財と為し、三世一

みなことごと

身を論ずること無く、咸悉くに

なか

永年取る莫れ。……」と。

(『続日本紀』、原漢文)

① 意のままに。

3 初期荘園の成立→墾田の永久私有が認められると、貴族や寺社は（ケ国司・郡司）の協力を得て私有地を拡大し、（コ初期荘園）が成立した。



とうだい とうりょうそおきのしょうかいでん ず しょうりやういん
東大寺領置荘開田図(正倉院宝物) 759(天平宝
字3)年につくられた越前国足羽郡(福井市)の東大
寺領置荘の開田図。絵図の山々や条里制水田の
様子は、現在もその地形が残る。

身分や位階によって墾田所有を制限

所有制限	個人	10 ~ 500 町
	大寺院	東大寺…4000 町 がんこう 元興寺…2000 町 興福寺…1000 町 法隆寺…500 町など

なぜ、寺院が
優遇される？

まとめと振り返り

1. 律令制下の民衆

平地式の掘立柱住居が普及し始め、妻問婚がおこなわれた。重い税負担や飢饉などで農民の生活は不安定であった。

2. 朝廷の土地政策

朝廷は税収の増加をはかるため、百万町歩開墾計画や三世一身法によって開墾を奨励した。743年には墾田永年私財法によって土地支配の強化をはかったが、墾田の永年私有を認めたため初期荘園が成立した。

3. 律令制の動揺

困窮した農民の中には税負担を放棄するものが現われ、朝廷は浮浪・逃亡している農民の本籍地への返還を求める法令を出した。